

# 中小企業事業継続支援金

## 申請要領

令和3年7月 27 日

### 【問合せ先】

中小企業事業継続支援金事務局（コールセンター）

083-902-1788

HP <https://yamaguchi-jigyokeizoku.com/>

山口県 継続支援金

検索



## 留意事項

- 1 不正受給は認められません。  
不正または虚偽による支援金の受給や、申請書等への虚偽の記載など、絶対に行わないでください。  
支援金の受給後、不正受給や虚偽申請等と認められる場合は、支援金の返還や、更に厳しい対応や処分を行うことがあります。
- 2 提出書類は返還しません。  
提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- 3 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- 4 宣誓・同意書の各種事項を確認し、**署名又は記名**の上、申請をお願いします。

本支援金は、多数の申請を想定しています。

**円滑な支援金の給付**を行う必要があるため、提出された書類や申請内容に**不備や記載漏れ等**がある場合、**原則、返送の上**、修正いただくこととしています。

**十分にご確認の上、ご提出願います。**

## 1 趣 旨

長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上の減少が大きい事業者には、事業の継続を支援する支援金を給付するもの

新型コロナウイルス感染症拡大の影響とは、不要不急の外出・移動の自粛等の影響により、令和3年の年間事業収入見込額(給付金(持続化給付金・一時(月次)支援金等)及び補助金の額を含む)が、前年又は前々年の年間事業収入より減少していることをいいます。

## 2 対象者

### (1) 要件

各要件を全て満たす者

- ① 県内に事業所を有する別紙1に掲げる中小企業者等であること  
(県外本社の法人、県外に住所のある個人で県内に事業所を有する者を含む)
- ② 事業収入を得ており、今後も事業継続意思があること
- ③ 令和3年1月から6月の間に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年又は前々年(以下、「基準年」という)の同月比で事業収入が30%以上減少した月(以下、「対象月」という)が存在すること

※ 県外本社の法人、県外に住所のある個人で県内に事業所を有する場合は、③に加えて、県内事業所において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、基準年の同月比で事業収入が30%以上減少した対象月が存在すること

法人の場合の事業収入比較方法、新規創業・開業等1月から6月の間に比較できる事業収入がない場合の事業収入比較方法は別添「新規創業・開業等の場合の事業収入比較方法」を参照

ご自身が支援金の対象となるかは、中小企業事業継続支援金HPにある「中小企業事業継続支援金フローチャート」を参考としてください。その他、ご不明点はHPにあるQ&Aをご覧ください

## 3 支援金額

法人 40万円 個人 20万円

※1事業者につき1回のみ申請可能(複数店舗・事業所ごとの申請は不可)

#### 4 申請手続きの概要

- (1) 受付期間 令和3年7月28日(水)～10月1日(金) ※消印有効
- (2) 必要書類 別紙2のとおり  
※ 必要書類はHPからダウンロードできます。
- (3) 受付方法 感染防止対策のため、原則として郵送  
※郵送の場合、簡易書留など追跡ができる方法
- (4) 申請先 個人は住所地、法人は本店所在地(県外に住所地、本店所在地がある場合は、県内事業所所在)の商工会・商工会議所  
※ 「6 提出先」をご参照ください。

#### 5 問合せ先(コールセンター)

問合せ先	電話番号	HP	受付時間
中小企業事業継続 支援金事務局	083-902-1788	<a href="https://yamaguchi-jigyokeizoku.com/">https://yamaguchi-jigyokeizoku.com/</a>	平日 9時～17時

※ ご不明点は、HPにあるQ&Aをご覧ください。また、コールセンターまでご連絡ください。

## 6 提出先（原則郵送）

市町	商工会議所・商工会	郵便番号	住所	電話番号
下関市	下関商工会議所	750-8513	下関市南部町21-19	083-222-3333
	下関市商工会	759-6311	下関市豊浦町大字吉永1861-1	083-772-0625
宇部市	宇部商工会議所	755-8558	宇部市松山町1丁目16-18	0836-31-0251
	くすのき商工会	757-0216	宇部市船木442-11	0836-67-1352
山口市	山口商工会議所	753-0086	山口市中市町1-10	083-925-2300
	徳地商工会	747-0231	山口市徳地堀1817	0835-52-0026
	山口県央商工会	754-1277	山口市阿知須4233-31	0836-65-2129
萩市	萩商工会議所	758-0047	萩市東田町19-4	0838-25-3333
	萩阿武商工会	759-3112	萩市大字下田万1194-1	08387-2-0213
	萩・阿西商工会	758-0141	萩市川上4462-15	0838-54-5500
防府市	防府商工会議所	747-0037	防府市八王子2-8-9	0835-22-4352
下松市	下松商工会議所	744-0008	下松市新川2-1-38	0833-41-1070
岩国市	岩国商工会議所	740-8639	岩国市今津町1-18-1	0827-21-4201
	岩国西商工会	742-0417	岩国市周東町下久原1568-2	0827-84-0183
	やましろ商工会	740-0502	岩国市美川町四馬神1310-4	0827-76-0100
光市	光商工会議所	743-0063	光市島田4-14-15	0833-71-0650
	大和商工会	743-0103	光市大字岩田2488-30	0820-48-2705
長門市	長門商工会議所	759-4101	長門市東深川1321-1	0837-22-2266
	ながと大津商工会	759-3803	長門市三隅中1524-2	0837-43-0033
柳井市	柳井商工会議所	742-8645	柳井市中央2-15-1	0820-22-3731
	大島商工会	749-0101	柳井市神代4830	0820-45-2414
美祢市	美祢市商工会	759-2212	美祢市大嶺町東分320-3	0837-52-0434
周南市	徳山商工会議所	745-0037	周南市栄町2-15	0834-31-3000
	新南陽商工会議所	746-0017	周南市宮の前2-6-13	0834-63-3315
	熊毛町商工会	745-0663	周南市熊毛中央町3番7号	0833-91-0007
	鹿野町商工会	745-0302	周南市鹿野上2976	0834-68-2259
	都濃商工会	745-0122	周南市須々万本郷575-1	0834-88-0010
山陽小野田市	小野田商工会議所	756-0824	山陽小野田市中央2-3-1	0836-84-4111
	山陽商工会議所	757-0001	山陽小野田市鴨庄101-29	0836-73-2525
周防大島町	周防大島町商工会	742-2301	大島郡周防大島町久賀4485	0820-79-0300
和木町	和木町商工会	740-0061	玖珂郡和木町和木2-1-1	0827-53-2066
上関町	上関町商工会	742-1402	熊毛郡上関町長島480	0820-62-0177
田布施町	田布施町商工会	742-1511	熊毛郡田布施町下田布施814-1	0820-52-2983
平生町	平生町商工会	742-1102	熊毛郡平生町平生村178	0820-56-2245
阿武町	萩阿武商工会	759-3622	阿武郡阿武町大字奈古2593-3	08388-2-2105

※ 制度に関するお問い合わせは、原則、コールセンター（083-902-1788）へ  
 お願いします。

## 7 申請から支払まで

### (1) 申請から支払いまでの流れ

【申請者】 給付申請書兼請求書をダウンロード



【申請者】 給付申請書兼請求書を作成、添付書類を準備



【申請者】 給付申請書兼請求書、添付書類を郵送で提出



書 類 審 査



給 付 決 定



支 払 い

### (2) 備考

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する旨の決定をしたときは、支援金の支払いにより給付に関する通知に代えることとします。

給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を発送します。

別紙1 中小企業者等とは、以下のすべてを満たす事業者をいいます。

1 次のいずれかの事業者であること。

事業者区分	資本金又は出資金及び常時使用する従業員数等
個人事業主	資本金の額又は出資の総額が十億円以下 又は 常時使用する従業員の数が二千人以下
会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）	
医業を主たる事業とする法人	
歯科医業を主たる事業とする法人	
社会福祉法人	常時使用する従業員の数が二千人以下
特定非営利活動法人	
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	-

事業者区分	資本金又は出資金及び常時使用する従業員数等
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会	<p>直接又は間接の構成員の三分の二以上が 資本金又は出資の総額が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の法人</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p>常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者</p>
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会	<p>直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が 資本金又は出資の総額が三億円以下の法人</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p>常時三百人以下の従業員を使用する者</p>
酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	<p>直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が 資本金又は出資の総額が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の法人</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p>常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者</p>
内航海運組合、内航海運組合連合会	<p>直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が 資本金又は出資金が三億円以下の法人</p> <p style="text-align: center;">又は</p> <p>常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの。</p>
技術研究組合	<p>直接又は間接の構成員の三分の二以上が 中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第7号までに規定する中小企業者であるもの。</p>
一般社団法人	<p>直接又は間接の構成員の三分の二以上が 中小企業等経営強化法第2条第1項に掲げる中小企業者であること。</p>



2 次に掲げる者でないこと。

対象外事業者
国、法人税法別表第1に規定する公共法人
政治団体
宗教上の組織又は法人
風営法に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」である事業者
暴力団対策法第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある事業者

3 個人の場合で、2019年又は2020年にいずれかにおいて、確定申告書第一表の「収入金額等」における「給与」・「雑」欄に記入された額より、「事業」欄に記載された額が多いこと

4 個人の場合で、次のいずれかの項目に該当する者であること。

項目
作業場、事務所、店舗、償却資産（一般乗用車を除く）を有すること。
雇用者、専従者、外注費があること。
報酬の収入先が複数事業者からであること。
個人事業税を納付していること。

5 県税の滞納がないこと。

別紙2 申請に必要な書類は、以下の書類をいいます。

【様式】(法人・個人共通)

必要書類	備考
1 中小企業事業継続支援金給付申請書兼請求書 (第1号様式の3)	全員
2 宣誓・同意書(第1号様式の1)	全員
3 収入申告書(第1号様式の2)	全員
4 収入申告書(他県本店、在住者収入状況申告用) (第1号様式の2-1)	県外本社 of 法人、県外に住所のある個人のみ

【添付書類】(法人)

必要書類	備考
1 確定申告書	(ABCいずれか)
A 收受日付印が押印されている2019、2020年分の確定申告書別表1の控えの写し(e-Taxの場合は受付日時が印字されているもの)	2019、2020年分両方必要
B Aのe-Taxの場合で、確定申告書別表1の控えに受付日時が印字されていない場合は、確定申告書別表1の控えの写しに加え、受信通知	
C A又はBを用意できない場合は、2019、2020年分の確定申告書別表1の控えの写し及び納税証明書(その2)	
2 基準年の事業収入がわかるもの	(ABいずれか)
A 基準年の法人事業概況説明書の控えの写し	比較する方の年(基準年)のみ・年間を通した月別事業収入がわかるもの
B Aで、収入申告書に記載した基準年の全ての月の事業収入が不明な場合(法人事業概況説明書がない場合を含む)は、基準年の月別事業収入がわかるもの	
3 2021年の対象月の月間事業収入がわかるもの	
4 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	他人名義不可

【添付書類】(個人)

必要書類	備考
1 確定申告書	(A B Cいずれか)
A 收受日付印が押印されている 2019、2020 年分の確定申告書第一表の控えの写し(e-Tax の場合は受付日時が印字)	2019、2020 年分両方必要
B Aで、e-Tax の場合で、確定申告書第一表の控えに受付日時が印字されていない場合は、確定申告書別第一表の控えの写しに加え、受信通知	2019、2020 年分両方必要
C A又はBを用意できない場合は、2019、2020 年分の確定申告書第一表の控えの写し及び納税証明書(その2)	2019、2020 年分両方必要
2 基準年の事業収入が分かる書類	(A又はB Cのいずれか)
A 基準年の所得税青色申告決算書の控えの写し	基準年に青色申告をしている場合
B 基準年の収支内訳書の控えの写し	基準年に白色申告をしている場合
C Bに加えて、基準年の帳簿等月別の事業収入がわかるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準年に白色申告をしている場合</li> <li>・年間を通した月間事業収入がわかるもの</li> </ul>
3 対象月の月間事業収入がわかるもの	
4 個人事業税の納税通知書の写し又は納税証明書(事業税の納付すべき額が分かるもの) 【該当者のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雑所得に係る収入により、個人事業税を納付している年分</li> <li>・別紙1 4に該当する場合で、個人事業税を納付している年分</li> </ul>
5 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	他人名義不可
6 本人確認書類(運転免許証等)の写し	マイナンバーカードの写しは個人番号を隠すこと。

※ 確定申告の義務がない、その他合理的な事由により確定申告書の提出ができないものと事務局が認める場合は、住民税の申告書類の控えの写し(收受日付印が押印されているもの又は住民税納税証明書の写しを添付)

## 【問合せ先】

中小企業事業継続支援金事務局（コールセンター）

083-902-1788

HP <https://yamaguchi-jigyokeizoku.com/>

山口県 継続支援金

検索

